

廃 第 8 6 0 号
令和 3 年 9 月 8 日

千葉県臨海北部工業連絡協議会 会長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長
(公印省略)

「PCB適正処理推進月間」について (周知依頼)

平素より、千葉県のポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の適正処理推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (以下「PCB特別措置法」という。) により、千葉県内の高濃度PCB廃棄物は、「変圧器・コンデンサー等」が2022年3月31日までに、「安定器及び汚染物等」が2023年3月31日までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) へ処分を委託することが義務付けられており、処分期間の末日が迫っています。

こうした中、PCB特別措置法を所管する首都圏1都3県12市で構成する東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会では、本年9月を「PCB適正処理推進月間」と定め、高濃度PCB廃棄物等の適正処理について関係事業者を指導するとともに、啓発活動を実施しています。

貴団体におかれましては、従前よりPCB廃棄物の適正処理推進について多大なる御協力をいただいていたところですが、適正処理の更なる加速化に向け、下記の事項について貴団体の所属会員等に対して改めて周知いただき、PCB廃棄物の期限内処理の徹底に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 PCB含有電気機器等の届出・期限内処分の徹底

PCB含有電気機器等を千葉県内で保管・使用している事業者は、PCB特別措置法に基づき、千葉県 (千葉市、船橋市及び柏市) については各市役所への毎年の届出と、別表に示す処分期間内の処分が義務付けられています。

2 PCB含有安定器（照明器具用）の調査

県及び市が所在を把握していない照明器具用安定器の保有状況を確認し、処分期間である2023年3月末までの残り約1年半で所有者に確実に処分させるため、平成30年度から照明器具のPCB使用安定器に関する調査を実施し、昭和52年3月以前に建築された事業用建物の所有者に対して、速やかな確認をお願いしています。

令和3年度は、10月以降、委託業者による現地訪問調査を開始しますので、調査員が訪問した際には、御回答に御協力をお願いします。

3 中小企業者等に対する支援事業の活用について

JESCOでの処分に際し、個人や中小企業者等を対象とした高濃度PCB廃棄物の収集運搬・処分費用の補助制度（個人は95%、中小企業者は70%を補助）があります。期限内処分に向けて積極的に御活用ください。

4 注意事項

PCB含有電気機器等の処分期間はPCB特別措置法により定められており、万が一、処分期間を超えてPCBを所持していた場合、同法に基づく行政処分など不利益を被ることが想定されますので、PCB含有電気機器等の有無の確認及び処分を早急に行っていただきますようお願いいたします。

<参考> PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは

PCBとは、Poly Chlorinated Biphenyl の略称で、主に電気機器用の絶縁油等に利用されてきた油状の物質ですが、人体への悪影響が明らかになったため、現在では新たな製造が禁止されています。また、PCB廃棄物の処理を推進するため、平成13年にPCB特別措置法が施行されています。

<別表> PCB含有電気機器等の処分期間（千葉県の場合）

区分	機器等の種類	処分施設	処分期間
高濃度	変圧器・コンデンサー等	JESCO 東京事業所	2022.3.31 まで
	安定器・汚染物等	JESCO 北海道事業所	2023.3.31 まで
低濃度	すべて（高濃度以外）	無害化処理認定施設等	2027.3.31 まで

<関連リンク>

千葉県ホームページ「PCB特別措置法関連情報」
<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/pcb/index.html>



（問合せ先）
千葉県 環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班
電話：043-223-2757
FAX：043-221-5789
メール：pcb@mz.pref.chiba.lg.jp